届出書を作成する前に必ずお読みください

＜第三者行為による傷病届を提出するにあたっての注意事項について＞

～交通事故の場合、健康保険の給付を受けるには～

交通事故で健康保険の給付を受けるには、事故以外の理由で受診する場合とは異なり、無条件、無制限という訳ではなく、次のような内容をご理解いただき、健康保険をご使用ください。

※なお、通勤途中や仕事中の交通事故の時は、通勤・労働災害となりますので健康保険は使用できません。
健康保険を使用して受診された場合は組合までご連絡ください。

(1)第三者行為届出の提出（被保険者の届出義務　施行規則第65条）

交通事故の場合でも医師の診療・治療は受けられますが、健康保険を使用する際は保険者(関東百貨店健康保険組合)に速やかに事故発生状況等を報告することが義務づけられており、これを第三者行為届といいます。

保険者はこの届出を調査し、過失相当分の損害賠償請求権を事故の相手方に対して具体的に行使する否かを決定し、保険給付をした価額の限度（健保負担）内で、当組合員が事故の相手に対して持つ損害賠償請求権を代位取得し、代わりに事故の相手または損害保険会社等に求償することとなります。

◆ 交通事故で健康保険を使用した場合 ◆

保険医療機関の窓口へ健康保険の資格を確認できるもの（マイナ保険証等）を提出すれば、以下の負担割合となります。

対象年齢	自己負担	健保負担
小学生未満	2割	8割
小学生以上 69 歳	3割	7割
70歳以上75歳未満	2割	8割

※70 歳以上 75 歳未満の方で一定以上所得者の自己負担は3割になります。

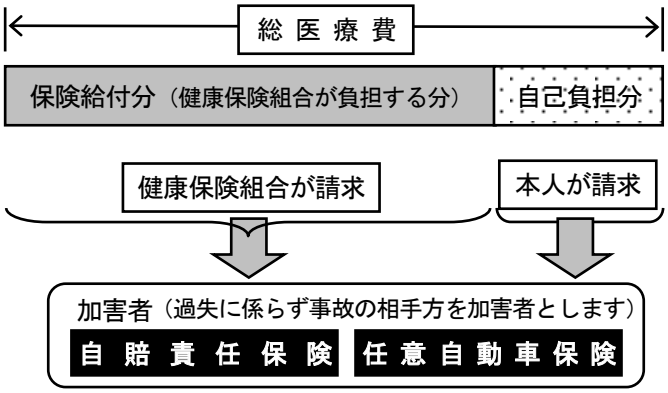

(2)交通事故証明書について

交通事故証明書は「人身事故」扱いの証明書の原本が必要になります。任意保険の対応がある場合は、任意保険で取得している場合がありますので任意保険担当者へお問い合わせください。また任意保険で取得している場合は、任意保険会社が原本証明した交通事故証明書でも構いません。

任意保険の対応がない場合は、ご自身で手続きして入手してください。交通事故証明書は、自動車安全運転センターへの申請が必要です。詳しくは最寄りのセンター事務所または警察署にご確認ください。

交通事故区分が「人身事故」ではなく「物件事故」扱いの証明書の際は、別途「人身事故証明書入手不能理由書」の提出が必要となりますので、当組合までご連絡ください。

(3)示談について

被保険者（被扶養者）が不用意に示談をして損害賠償請求権の全部または一部を免除すると、その内容によっては保険給付を受けることが出来なくなるなどの思わぬ損失を被る場合がありますので、示談内容があなたに不利益にならないよう十分に留意してください。

また、既に賠償金等を受け取り、保険給付を受ける権利がなくなった後に治療された場合、後日治療費等を返還して頂く場合がありますので、示談される前には当組合にご相談ください。

＊＊＊＊＊＊＊ 書類記入上の注意事項 ＊＊＊＊＊＊＊

注1）自分の過失が大きく加害者であるとしても、第三者の行為による傷病届等の書類上は事故の相手方を加害者としてご記入ください。

注2）法律に基づいた大切な届出です。最後に記入・捺印洩れがないように、必ず確認のうえご提出ください。

治療が終わりましたら、恐れ入りますが組合までご連絡下さい。

℡０３（３８３３）６１４２ 審査課　交通事故担当